

【5日以内に提出（届出）できない場合】

「届出」とは、申請に必要な書類を事業主（会社）経由で当健保組合に提出することを言い、この提出された（到着した）日を「受付日」とします。

健康保険法では、被扶養者の異動があった場合は、**事由発生日から5日以内に届出をしなければならぬ**と定められています。（健康保険法施行規則第38条）ただし、やむを得ない理由により5日以内に届出できない場合、当健保組合では被扶養者の加入について、「認定日」は原則、以下の通りとします。

尚、いずれの場合も、審査の結果、被扶養者としての認定要件を満たしていることが確認でき、被扶養者として認定された場合の取り扱いになります。届出することで必ずしも被扶養者になれるということではありません。

- 1. 受付日が事由発生日から1ヶ月以内で、かつ、事由発生日にまで遡ることが確認できた場合は、事由発生日を「認定日」とします。**
- 2. 受付日が事由発生日から1ヶ月を超えた場合は、受付日を「認定日」とします。ただし、出生においては、1ヶ月を超えた場合でもあっても、届出が遅れた理由を当健保組合が認めた場合に限り、出生日を「認定日」とします。**
- 3. 明確な事由発生日が確認できない場合は、受付日を「認定日」とします。**

※事由発生日から著しく遅延して届出をした場合は、届出が遅れた理由書を提出していただくこともあります。